

令和 年 月 日

二酸化炭素排出係数等報告書

鹿児島市長 下 鶴 隆 央 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和7年2月14日付けで公告のありました鹿児島市都市農村交流センターお茶の里で使用する電気の調達に係る二酸化炭素排出係数等については、下記のとおりです。内容に相違ないことを誓約します。

記

1 令和4年度の1キロワットアワー当たりの調整後排出係数

調整後排出係数  $\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$

1-2 令和5年度中に電力供給を開始した小売電気事業者の、供給開始の日から令和6年3月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数

二酸化炭素実排出係数  $\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$

$\left( \begin{array}{l} \text{二酸化炭素の量} \\ \text{供給（小売り）した電力量} \end{array} \right)$   $\left( \begin{array}{l} \text{kg-CO}_2 \\ \text{kWh} \end{array} \right)$

1-3 令和6年度中に電力供給を開始した小売電気事業者の、供給開始の日から令和7年1月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数

二酸化炭素実排出係数  $\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$

$\left( \begin{array}{l} \text{二酸化炭素の量} \\ \text{供給（小売り）した電力量} \end{array} \right)$   $\left( \begin{array}{l} \text{kg-CO}_2 \\ \text{kWh} \end{array} \right)$

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第4条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第3条の規定に

よる廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の勧告を受けておりません。

- 3 環境負荷を軽減するための、次の社会貢献事業活動を行っております。

事業活動内容

---